

令和 8 年度第 1 回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和 8 年 4 月 2 0 日（月）

1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分

滝沢市役所 3 階 庁議室

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 滝沢市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 日程第 4 教育長事務報告
- 日程第 5 議案第 1 号 滝沢市教育支援委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2 号 滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて

教 育 長 事 務 報 告

令和8年4月20日

月 日	曜	事 項	場 所
3月25日	水	他団体勤務職員辞令交付式	庁内
3月27日	金	市退職者等辞令交付式	庁内
3月30日	月	(株)岩手三菱ふそう自動車販売図書購入費寄付金感謝状贈呈式	庁内
3月31日	火	教育委員会辞令交付式	庁内
〃	〃	市退職者等辞令交付式	庁内
4月1日	水	副市長辞令交付式	庁内
〃	〃	新採用職員等辞令交付式	庁内
〃	〃	教育委員会新採用職員等辞令交付式	庁内
〃	〃	教職員辞令交付・着任式	庁内
4月2日	木	教育長辞令交付式	庁内
〃	〃	第1回校長会議	庁内
〃	〃	第1回副校長会議	庁内
4月3日	金	睦大学入学式	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	第1回初任者研修一般研修(委員会研修)	庁内
4月6日	月	県学校保健功労者表彰表彰状伝達	市内
4月8日	水	滝沢第二中学校入学式	滝沢第二中学校
4月9日	木	篠木小学校入学式	篠木小学校
4月10日	金	議会全員協議会	庁内
〃	〃	岩手地区校長会定期総会	盛岡市「サンセール盛岡」
4月12日	日	市スポーツ少年団結団式	滝沢市総合公園体育館
4月13日	月	第1回管内教育長会議並びに第1回管内学校教育担当課長会議	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第1回盛岡教育事務所管内教育振興協議会理事会・幹事会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第1回管内公立小・中学校長会議	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第1回盛岡北地区教科用図書採択協議会	盛岡市「サンセール盛岡」
4月16日 ～17日	木～金	第77回東北都市教育長協議会総会	八戸市「八戸プラザホテル」
4月18日	土	市さんさ踊り保存会総会	市消防団第四分団屯所
4月19日	日	第79回盛岡市内一周継走大会	盛岡市内
〃	〃	市国際交流協会定期総会	滝沢ふるさと交流館
4月20日	月	第1回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

滝沢市教育支援委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

滝沢市教育支援委員会設置条例（平成10年滝沢村条例第1号）第3条の規定により、次のとおり滝沢市教育支援委員会委員の委嘱をすることについて、議決を求める。

1 委嘱（令和8年5月1日付）

氏 名	主 な 経 歴	委嘱理由
山 口 淑 子	山口クリニック 理事長	医 師
長 田 洋 一	盛岡大学文学部 教授	学識経験者
岩 渕 昌 文	岩手県立盛岡みたけ支援学校副校長	同 上
鹿 糠 博 子	滝沢市立篠木小学校 校長	関係教育機関の職員
及 川 祥 子	滝沢市立滝沢小学校 校長	同 上
本 宮 真 樹	滝沢市立滝沢第二小学校 校長	同 上
小笠原 浩	滝沢市立鶴飼小学校 校長	同 上
亀 丸 泰 彦	滝沢市立一本木小学校 校長	同 上
佐 藤 新	滝沢市立滝沢東小学校 校長	同 上
吉 田 誠 毅	滝沢市立滝沢中央小学校 校長	同 上
野 里 洋 介	滝沢市立滝沢南中学校 校長	同 上
岡 田 幸 一	滝沢市立滝沢第二中学校 校長	同 上
及 川 博 文	滝沢市立滝沢中学校 校長	同 上
谷 地 亜有子	滝沢市健康こども部こども家庭センター 主任保健師	関係行政機関の職員
高 瀬 光 子	滝沢市健康こども部子育て課 児童発達支援員	同 上

任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までとする。

令和8年4月20日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

前委員の任期が令和8年4月30日で任期満了となるため、新たに委嘱するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 号

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

令和8年4月20日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田 厚子

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会公印規程（平成13年滝沢村教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。
（電子印）

第12条 電子計算組織を利用して事務を行う場合において、特に必要があるときは、保管者の承認を得て、公印の印影を電子計算組織に記録し、当該電子計算組織から出力したものを、公印の押印に代えて使用することができる。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

提案理由

滝沢市教育委員会にて通知する文書にて電子印を使用する必要があり、当該規定を定めるため、滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正しようとするものである。

滝沢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
(使用の制限) <u>第 1 2 条</u> 略 (職務代理等の場合の公印の使用) <u>第 1 3 条</u> 略	<u>(電子印)</u> <u>第 1 2 条</u> <u>電子計算組織を利用して事務を行う場合において、特に必要があるときは、公印の印影を電子計算組織に記録し、保管者の承認を得て、当該電子計算組織から出力したものを、公印の押印に代えて使用することができる。</u> (使用の制限) <u>第 1 3 条</u> 略 (職務代理等の場合の公印の使用) <u>第 1 4 条</u> 略